

第九部

第一回 参議院農林委員會會議錄 第十三号

- 付託事件
- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
 - 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
 - 農産保險法の改正に関する陳情(第十三號)
 - 農産復興運動に関する陳情(第十四號)
 - 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
 - 食料品配給公團法案(内閣送付)
 - 油糧配給公團法案(内閣送付)
 - 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
 - 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
 - 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
 - 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
 - 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
 - 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
 - 農産用電力料金の引下げ及び換地處分經費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
 - 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
 - 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
 - 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
 - 林道飯田、赤石線開設に関する請願
- 主食需給計畫の根本的改革に関する陳情(第七十四號)- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)
- 農産會の農産技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農産水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百二號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百九號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九號)
- 養蠶協同組合法案(内閣送付)
- 農産協同組合法案(内閣送付)
- 農産協同組合法案の制定に伴う農産團體の整備等に関する法律案(内閣送付)

○函館管林局の管轄區域變更に関する請願(第五十四號)- 養蠶人參試驗場設置に関する請願(第六十六號)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第三百十號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第三百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三百三十三號)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第三百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に関する陳情(第四百二十九號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第五百十號)
- 運配主食の價格に関する陳情(第五百二十二號)
- 青少年禁酒法制定反對に関する請願(第五百八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に関する請願(第一百二號)
- 新炭の價格に関する陳情(第一百六十二號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百六十三號)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第一百七十六號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開發事業に関する陳情(第二百九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十號)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古岡村外三ヶ村のかん灌用水路に関する請願(第二百二十一號)
- 群馬縣古岡村外三ヶ村のかん灌用水路に関する請願(第二百二十一號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十五號)
- 食配配給確保に関する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に関する陳情(第二百二十七號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八號)
- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米麥需給計畫の根本方針に関する陳情(第二百三十六號)

○養蠶保險法制定に関する陳情(第二百四十四號)- 農産會の農産技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開發事業に関する陳情(第二百四十八號)
- 新炭需給調節特別會計法を改正する法律案(内閣送付)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)

昭和二十二年八月二十八日(木曜日)午前十四時四十六分開會

本日の會議に付した事件

 - 理事選定(森田豐壽君の補選)
 - 養蠶協同組合法案
 - 農産協同組合の制定に伴う農産團體の整理等に関する法律案
 - 委員長(梶見義男君) 只今から委員會を開會いたします。最初に皆さんにお話したいと思ひます。それは理事をやつておられます森田豐壽さんが御承知のように御病氣で、先般この會期中請假の件について會議に諮られました。その許可があつたのであります。從つてこの會期中森田理事は御出席できませんから理事が缺けた恰好になりますので、代りの理事を互選したいと思ひます。この勅の例に従つてその補缺のための理事は委員長から指名することに御異議ありませんか。
 - 委員長(梶見義男君) それでは御異議ないようでありますから委員長から

柴田政次君を指名いたします。御紹介申上げますが、そちらにおいてになります。

○柴田政次君 どうぞよろしく。(拍手)

○委員長(補見義男君) それから先般生鮮食料品の生産及び統制状況の調査のために岡山、廣島山口、福岡の四縣に佐々木委員が御出張になったのであります。私の手許まで調査報告書が届いておりますが、相當大なるものでございます。委員会で特別に御説明を伺う前に印刷に附して各委員のお手許にお配りいたし、然る後成期に議院に報告する手續を取りたいと思つたので、その點御了承願ひたいと思つた。

それから農林當局に申上げますが、實はこの委員会は各委員非常御熱心で殆んど定刻に皆さんが御集りになつておるのであります。政府委員を待つことはありまして、政府委員に待たすことは殆んどないのであります。本日も四十五分だけの委員の方お待ちになつたのであります。豫め御都合が懸れば御通知願ひますれば、委員会は延會或いは散會いたしたいと思つて、従つてこれからどうぞ時間通りにおいてをお願いしたいと思います。

それではこれから昨日に引續きまして協同組合法案外一件についての質疑を續行したいと思つております。

○松村眞一郎君 私は大臣が一日でしたか、仰せられました言葉のお取消を願ひたいということを要請いたしますのであります。大臣はこういうことを言われたのです。特殊組合というものをおつしやられましたか、法文のど

こに特殊組合というのがありますか、それは大臣が度々更迭しておられます。ところが事務の諸君は元から同じ人がやつておる。ところが協同組合法案というものはいろいろな紆曲折を経て今日までこへ持つて来た、その立法の御準備の間に特殊協同組合という思想が生れて来た、これと我々は關つたのであります。そういう思想でこの農業協同組合を考へることがいけな

いというところで關つた結果が法案にはその字がなくなつておる。それを依然として大臣はそういうことをおつしやるが、特殊協同組合でないというものは何であるかということ、それを伺ひたいのであります。特殊組合という

以上は、特殊ならざるものがある筈であります。ならざるものがある筈であるか、私はそういうことを大臣に詰問するよりも、特殊協同組合という考へはない、ともかく耕作だけを目的とするものも特殊ではありません。農業協同組合であれば、養蠶を目的とするものも農業協同組合である。畜産を目的とするものも農業協同組合である、

これも特殊というのではないのであります。そういうことに私は了解しておるのであります。若し特殊組合ならざるものは一般の農業組合であるというこ

とになれば、一般とは何でありませうか、それは大臣は御困りになると思つた。養蠶も畜産も農作もすべて包含したものが一般的協同組合であるというならば、北海道などは養蠶はやつておりません。一般協同組合でないことになりませう。そういうことを言われ

たならば、北海道の人は驚くだろうと思ひます。養蠶を抜きにして畜産と耕作だけならば、一般農業組合である

いうことは意味をなさない。そこでそういうことはお止めになつた方がいいと思ひます。明確にただ便宜のために言つたのである、養蠶だけやつたものも別に特殊組合ではない、これは立派な農業協同組合である、畜産だけやつてもそれであるというところに明瞭に御答願ひたい。

○國務大臣(平野力三君) 私の申上げた言葉の字句等について十分ならざる點は固より承知いたしてお認めいたしますが、私の申上げた趣旨は、決して間違つておらんと、かように思ひますので、もう一回改めて申上げた

と思ひます。特殊協同組合と申したのは、養蠶、畜産、茶葉というような、いわゆる業種別の協同組合が各村にできて来るというところを、この法案によつては抑へることはないのであります。従つて一般的なる一町村一單位の協同組合

ができた外に、こういう業種別の組合ができることもまたこれを認めざるを得ない、こういう答辭を申上げた趣旨でありまして、理想といたしましては、一町村一單位組合にしておいて、全國は將來整頓せられることを欲する

と雖も、業種別のかような組合ができるというところを、この組合法において規定しておらんとするのであります。こう申上げた趣旨は、決して法文の趣旨と違つておらんとするのであります。この點重ねて御了承願ひたいと思つたのであります。

○松村眞一郎君 それでありますと、大臣のお考えは、一般的というものは地域的なお考えでありますか、或る町村において一つできるものが一般的なものである、二つできれば、一般的でな

い、若しそういうことをお考えになれば、これは獨占禁止の規定に反すると思つたのであります。これはどういふことを書いてあるかと言へば、この協同組合法の第七條にはこういうことが書いてある。「組合は、昭和二十二年法律第五十四號(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律)の適用に

いては、これを同法第二十四條各號に掲げる要件を備へる組合とみなす。」こう書いてあつて、この農業協同組合もまた獨占禁止の法律の適用を受けておるといふことをよくお考えにならなければならぬと思ひます。適用を受け

ておるならば、或る一地域に一つできるというところは、これは獨占禁止で禁止しておるのであります。その趣旨にやばり従つてやらなければならぬのであります。そこでそこに書いてあるのは、二十四條にありますが、(一)必要

件を備へておるものは適用しないといふ但書があります。但書の適用は、これは獨占禁止の規定の精神を酌んでこの法律はできておるものであるといふことをお考えにならなければならぬのであります。一地方に一つできると

いふことに餘りに重點を置かれると、但書の規定を考慮しなければならぬことになりませう。ややもするとそれは從來の慣性であると思つたのであります。そういう從來の慣性を打破するといふことがこの法律の目的である。何でもかんでも一つに包含して獨占的な經營をやつておつたのが從來の弊害で

あるから、それを脱却しようといふのが、この法律の立法の精神であるのであります。その精神を打破せんとするところを、それを維持しようとするお考えで、この法案を説明をされたなら

ら、事ここには質問せざるを得ないことになるだろうと思ひます。ですから、一般とか特殊といふことは全然抜きにして、凡そこの規定によりまして、十五人以上といふことがありますが、それだけである。設立の認可をす

るだけである。一般とか特殊といふことは必要ないのである。「一町村に一つ掲げることを理想とする」といふことを言うことと自身、獨占を理想としておるということになります。そういうお考えならば、我々獨占打破の意味においてこれを修正しなければならぬと思ひます。そういうことでこの法案を提案されたというならば、立

法の趣旨が間違つておるということをお申上げるのであります。獨占打破のためにできた法律である。それは一町村において一つできるのが理想であるといふならば、逆論ではありませうか、大臣のお考えをもう一度伺ひます。

○國務大臣(平野力三君) 繰返して申しましたように、この協同組合法は、各町村において農民が自由な形において幾つ組合ができるということも自由である、これが法文の適當なる解釋であるといふことはしばしば申上げたのであります。従つて御指摘の通りに、私が法案の精神を曲げた答辭や提案理由の説明はいたしておりません。ただ皆さんからの質問があつて、餘り亂雑に協同組合ができるということは、結局その協同組合の目的を達し得られない場合があるので、政府としては、この亂雑なる組合ができる場合においてはどういふようなお考えを持つか、こ

ういふ御質問に對して、でき得るならば一町村において成るべく一つの組合

とを一つしやられましたが、法文のど

作だけならば、一般農業組合である

のである、二つできれば、一般的でな

考えて、この法案を説明をされたな

は一町村において成るべく一つの組合

ができて行くということが我々として

は望ましいのである併しこれは、決して

かような表現を使いましたことも、こ

れも決して間違つた表現ではない、か

ように信ずるのであります

○松村眞一郎君 亂雑になることが困

るというところについては同感でありま

す。併しながら亂雑になることを困る

というその結論は、成るべく一つを希

ら、この點重ねて御了解願いたいと思

います

○松村眞一郎君 私は繰返して申しま

す。それであれば、一つを望むという

ことのお言葉はお止め願いたい。この

法律は、何れか一つのものをやることを理

想としておられることを仰せられる

ならば、行政方針として一つになるこ

とを希望するということとは矛盾するの

でありますので、このいすれをも模倣を

して、これによれと言つたものではな

いのであります

○松村眞一郎君 それでは申し上げます

が、農業という意味をどういうように

御考へになつておられますか、私の申し

ますのは、折角参考にお出しになりま

したのでありますから、アメリカの方

の例を申し上げます。第一頁にありま

常職の上にかように申上げたのであり

ます

○松村眞一郎君 そういたしますとい

うと、茶葉地の静岡においては、茶が

一般的のものになるということをお考

えになりますか、養蠶地において、養

蠶を専門にやつておる村が澤山ある、

その村では養蠶が一般的の農業である

と、そういうように御了解になるのだら

いと、これは前の委員会の時にも申し

たことですが、一個の法律作文化して

しまふ危険性があると思ひますので、

次の三點に對する大臣の見解を承わり

たいと思ひます

それは第一に土地の徹底的な改革に

對する見解と、第二に適正な利率によ

りますところの長期若しくは短期の農

業資金の貸付の問題及び農業生産に直

三

三

三

三

三

三

三

三

三

しを願うと思ひます。それから

併しその部分の中、相當量が同じく農
業會に適當に配分せらるるであらうと
いうことは想像に難くないのでありま
す。特に技術員の問題に關しましては、
私共といたしましては、これは農業生
産調整法が制定されますならば、當然
この農業生産調整法も部分においてあ
る程度は具體的に吸收されるものと考
えております。又政府の考へてお
りますところの指導農場等については
當然相當に吸收されるものであり、か
たがた協同組合におきまして、この
技術員等は十分にこれを採用いたしま
して、大體技術員諸君の生活安定とい
う問題はむしろこの協同組合制定と
共に一層その生活の保障を國が與える
方針を取つて行きたい、かように考へ
ておるのであります。

次にお尋ねになりましたのは農林中
央金庫の問題であります。この點は
非常に微妙な問題であり、かつ將來の
農業金融の上におきましては非常に重
要であると考えられますので、目下私
共におきましては、農林中央金庫に對
するところの方法をいかにするかとい
うことについて相當研究をいたしてお
るものであります。これらの問題に
關しましては、この農業協同組合が制
定せられまして、その運用の途上にお
いて、我々は一定の農業中央金庫に對
するところの成案を得まして、重ねて
御相談をいたします機会があろうと考
へるのであります。

とも相當の議論のあることは御承知の
通りであります。現にでき上つた肥
料公園の點から考えますと、考え方
についてというよりは、實質的には
非常な事務職員なり、取扱職員が殖
えまして而も從來やつておりました
取扱業者の待遇等よりは相當數段の
待遇を受けたために、率直に申へま
す。経費はかさむし、人員も殖えて來
る。役人の數が増えて、そうして公園法
によると單に経費と人員が増加する
。こゝういふ傾向にあると思つてありま
す。農林の實際の状況から申します
と、行政的の事務を切離すといふそ
の根本のことについては、意見が同感
であります。併しこの施行に當り
ましては、お役所でお考へになつた結
果は、今のような弊害が多分にあるこ
とを指摘されざるを得ないと思つて
あります。尙行政事務の運行につい
ては、現在ある農業會その他の團體の
つておきますことに對して、協同組
合は全くこれに關知するの必要を認め
ないと思つてあります。併し政府
府はこの協同組合に對して行政的の事務
を一部分でも擔當せしむるかどう
か、こゝういふ點をばつきり御答へを
お願いいたします。

それから農地改革についての覺悟に
對する農林の長期及び短期信用の普
及、確保に關する措置としての具體的
な御所見が、只今の御答へ中に抜けて
おつたやうであります。併せて
お願いいたします。

○國務大臣(平野力三) 御質問の趣
意は、農業會がやつておつた仕事を公
團なり町村等に委譲してやつても、結
局うまく行かぬではないか、従つて再
び農業會のようなものを必要とするの
ではないかといふやうなお問ひであつ
た。同つたのでございすが、肥料公
團がつましく行くか行かないか、この問
題につきましては公園法の場合に種々
申上げたのでございすが、御指摘の
やうに公園になりましたからといふて
急に經費が増大をして、前よりは始末
にならぬといふやうな點はありませ
ん。問題は切符制にいたしまして、末
端の農業協同組合、或いは今後でき
ます協同組合を通ずる場合もありま
す。この種の種々なる地方の配給機關
に任することによつて、大體肥料の配給
は從來よりもつと正確に農家の手に渡
る、この點については大體において自
信を持つておるのであります。又米の
買付にいたしましては、我々は政府み
ずから農家から買上げるという方式
を採ることによつて、時には今度でき
ます協同組合を通ずる場合もありま
す。又その他地方におきます適
當な機關によつて買付を行うといふこ
とについて、それ程不便は感じないで
ある。かように考へております。併し
して、御指摘のやうな點については一
應御疑問の點があることは承知いたし
ますけれども、我々としては承知いたし
、大體農業協同組合を作つて、政府が從
來やつておきますところの行政上の

諸問題については、大して不便なくや
るところの準備を現在整へつつある、
かように御了承願ひたいと思ひます。
それから最後の御質問はちよつとよ
く趣意が……

○農林次官 大臣でなくとも政府委
員の方で結構です。

○國務大臣(平野力三) それでは誠
に恐縮ですがちよつとお問ひの點につ
いて、具體的の資料の用意がありませ
んから、次の機会に答へすることをお
許し願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 十六條の規定によつて
見ますと、「書面又は代理人を以て、
議決權を行うことができる。」とこゝ
書いてあるのであります。その代理人
は組合員に限るといふ限定がないので
ありますから、誰でも差支えないと解
釋して差支えないかどうか、若しそ
ういふ場合には誰でも持つて來て代理
人としたならば、協同組合を攪亂する
やうな虞れがないかどうか。又代理人
を持つて來ていいということであれ
ば、而もそれが組合員でない者でも差
支えないといふことだつたら、四十五條
には「議長は、總會においてこれを選
任する。」となつておりますから、そ
の場合の議長も、組合員外の者を議長
にして差支えないやうになるじやない
か、さういふやうなことだつたらば、
組合員上面白くないやうになる虞れ
はないか、こゝういふやうなことを心配
するのであります。それでこれは代理
人といふものは、組合員に限定すると
ころの必要があると思はれるが、こ
れはどうであらうか。

又豫め通知のあつた事項以外は總會
に掛けることはできないのであります
が、若し臨時の事件があつたらば、從

來と同じやうに理事が專決處分をし
て、事後承諾を受けていいのであるか
どうか。

又四十四條の、總會の議決を経べき
ところの事項であつて、總會を招集せ
ずして、總組合員の同意を以て總會に
代へることができぬかどうか、こゝう
いふやうなことをお尋ねしたいと思
ひます。

○國務大臣(平野力三) 事務當局か
ら答へすることにいたします。

○委員(小倉武一) それでは説明
員として小倉農政課長に發言を許可
いたします。

○説明員(小倉武一) 今の御質問で
ございすが、これは組合員と限りま
す。例へば組合員の家族が代理人に
なれないといふことになりまふので、
定款で以て他の組合員又はその組合
員の家族といふやうに定めるやうに指導
したらいかがかと存じております。

それから第二番目の御質問でござい
ますが、現在の農業會のやうに專決處
分が認められてございせん。但し豫め通
知しない事項につきましても、緊急
が必要があるといふやうな場合は議決
にすることはできます。これは民法の
規定を準用しておるわけでありま
す。

第三番目の御質問でございすが、
總組合員の意思があらましても、總會
という形式的の形を取らなければ、こ
の法律でいう組合の總會の意思決定に
はならないといふことになりま
す。

○高橋啓君 第九條の一番末の項で
すが、「みずから前項に掲げる業務を營
み、又はこれに従事する者が行ふ對
外業務(これに附隨する業務を含む。
。は、この法律の適用については、
これを農業とみなす。)」と書いてあ

つておりまする敷公園について、兩院のであります。

來やつておりまするところの行政上の

が、若し臨時の事件があつたらば、從

これを農業とみなす。」と書いてあ

りますが、これが例へば農協の農協協同組合ができた場合にはそれがやつて行く。それからその他の農協協同組合であれば、これを合せて仕事をしたいというのであるが、それとも農協協同組合というより、農協協同組合の同組合によつて運営されるのか、その點はつきりいたしません、尙私は未項を取つて頂きたいと思ふのであります。というのは、今御承知の通り緑化運動が非常に日本として必要とされておるのであります、この薪炭の蓄積と木材の蓄積が同じような数量になつておるのであります、薪炭は御承知のように、大きな木材では決して薪炭にならないのであります。段々木材部門が薪炭の蓄積によつて喰込まれて来るような傾向があり、尙今の需給關係から言つて、どうしても伐る方面が非常に多いのであります。そのときにこのような細かい組織の生産或いは取扱というものをさせると、一層その混亂が激しくなつて、一貫した計畫の下にこれを維持して行くのはなかなか困難になります。もう一つは輸送の關係ですが、これはいろいろの關係のものが思ひ／＼に輸送路を使うということになりますと、小運送の方面で非常に困つておるといふのは、今相當な數量が生産されておりますが、現場から輸送するのには困難しております。それを一つの計畫の下にやると、どうにか村の一本の道路も有効に使われることになりませんが、思ひ／＼にこれを賣つてやるということになると、これは困つてしまふ、もう一つは北海道その他を除いて大部分は副業にやつておるのであります。一年に八百俵とか千俵とかいふのは、どこの農家においても炭

を焼いておる者が生産しておつて、これが日本の大部分の生産量になるのであります。ただこの自家用とか簡単な小さい數量を焼くのではなく、これは相當大きな數量を副業としてやつておるのであります、この協同組合の小さい組織でやるということになるならば、大部分の金融その他のことがこの方に使われて、實際農協方面に、生としてこの協同組合で對象とされる農協方面に使われないことにはいけません。もう一つは、今まで必要によつて協同組合が持つたような仕事をやつた自主的な昔からの組合が、契約講とかいふ／＼なことやつて来たのであります、その後購買組合といふものも出てきて、ああいうような特別な保護を受けて、建前としては組合員のいろいろの資材その他の共同の購入をやるといふのが目的であつた。これが段々一般のためにこれをやる、開放するといふたようなことになつて、中小工業者を非常に壓迫したのであります、ところが本當に購買人がやるのじやないので、そのために購買組合長といふ者は多數の砂産者を出したといふような傾向がありまして、これが薪炭を扱うことによつて、この協同組合法がいろいろの危険な立場になりはしないかといふことを、先例に見て私は心配いたしておるのであります。今までいわれる薪炭問題といふものがあつて、その人に金を借りた封建的な經營から脱却したとして、各自が一人一人自主的な組合を作り、自分の生産したものは最後まで見守つてやることとができるという傾向になつたのでありますが、更にこのところではそのような薪炭問題、いわゆる炭屋の親方と

いつたような封建的な關係が更に實現するのじやないかといふ心配もあるものであります、私はやはり強いて林産物を農業とみなすといふようなことは必要がないのであつて、むしろこの際、今できている自主的な組合である薪炭關係の組合に一括してやらせることが、今日起つてゐる諸般のことから必要である、こう思ふのであります。それでこの末項を削つてしまふことはできないかどうかといふことを伺いた

○國務大臣(平野力三) 御質問の御趣意は非常に御尤もであると思ふ點が多いのであります、やはりこの協同組合法の考え方としては、極く山村に在住した農民は、副業として當然薪炭を焼いてゐるのであります、この部分をやはり農業とみなす、かような解釋をいたしたものは、實行に即しましてこれは當然である、かように考へるのであります。ただ問題になりますのは、御指摘のように、この協同組合が薪炭を扱うという場合において、従来の薪炭を扱つておつた機構と相衝突し、或いはこれが二重となつて、この問題からむしろ弊害があるのではないかと、こゝに御指摘は誠に御尤もであると思ふのであります、この點に關しては特に別途の方法を考えまして、林政上の諸般の問題と眺み合せて、御心配のような點がないようにして行く方法が十分にあるかと、かように考へてゐるのであります、この協同組合法の建前といたしましては、山村の農民の行ひますところの炭焼事業といふものは、やはり農業とみなす、このことについては訂正する意はないのであります。

○高橋啓君 私は山育ちであります、このようない仕事に實際に體驗してゐるのであります。これらの事情について非常に私はよく知つております、この頃この法案が出たために、元の農協協同組合の薪炭の副業のことは農協協同組合でやつたのであります、これは金融上の關係から随分長い間やつておつたのであります、今度解散になる。ところが農協協同組合の薪炭の部分から来た差益があつたのであります、それがこゝにやうなことで當然農協協同組合でこれに充て、結局、協同組合において福利のためにこれを差入れ、この協同組合の業務の中に飛び込ませるといふ目的が自然に失われて、横丁に横つ走りしてゐる傾向があります。私が一番心配するのは、副業とか片手間にやるといふことで山林が扱はれてはいけな

のだ、山を非常に荒れさせたのは、材木ばかりでなく、薪炭關係が非常に多い。瓦斯薪とか、炭を焼くとか、薪にするとかといふのが非常に大きく山を荒れさせてゐるのであります、薪炭は只今申上げた通り、片手間にやるような仕事ではなくして、本當に專業と同じように一年千俵、二千俵といふのはどこでも焼いてゐるので、これが集計されるという大きな人力を使つて行くのであつて、簡単にこのところにくつ附てあるが、この一項によつて大きな林材の關係に影響を與えるといふことはつきり分つてゐるのであります、若し何らかの措置によつて協同組合の運営に役立たせるならば、ただこれは別な處置に出て、本條から抜いた方がいい、こゝに考へるのであります。これは私一人の意見ではない大きな運動となつておりました、私がこの席に來る時も配付されたように、これは全國からいろいろの陳情がある、こゝにこゝになつておるので、今薪炭が焼くが附いて、生産に餘力を持つて相當よくやつてきた時に、このやうなことでこの薪炭生産の上に大陰謀を來すといふやうなことになるのは困ると思ふのであります、そのいろ／＼な措置によつて、できるならば私はむしろこれを削つてしまつた方がいいかと考へております。

○國務大臣(平野力三) 御指摘のやうな弊害は別個の方法によつて十分緩和できると思ひます。協同組合法の建前といたしましては先刻申上げた通り、極く山村にある農民の薪炭業といふものは一應これは農業とみなす。かような規定を取つておりますことは間違ひのない解釋であらうと思ひますので、この點を修正するといふ方よりも、この條文はこのまゝに願うこととして、他の部分について御指摘のやうな點については十分相談をいたしたい、かように思つております。

○羽生三三君 議事進行についてですが、ちよつと伺ひますが、午後まだ繼續されるのでございませうか。

○委員長(梅見義男君) 農林大臣は衆議院に何かあるやうでございませうから、できるだけやつて頂きたいと思ひます。それから個々の法文のこと、根本的な問題は個々の法文に關係あることでも別でございませうが、併し個々の法文の方はいづれ又別にやるとして、根本的な問題を大臣がおられる

時にやつて頂きたいと思ひます。

○岡村文四郎君　一昨日大臣の提案の趣旨説明その他の御答辯に、農村の經濟恐慌は當分來ないだろう、こういうお説がありました。これは大事なことでありまして、徒らにそういうことを言つておる向きもありますが、來るといふこと、これは外國から食糧が盛んに輸入されて、そうして我が國の農産物を壓迫する。こういうふうな氣持で言つておる人が多いようであります。ところがこれがそんなに澤山入つて來て、農産物の價格に影響することのないことは、これは明らかなことだと思います。ところが本員は我が國の農村の經濟恐慌は來かけておる、第一段階に入つておる、こう實は考へて心配いたしております。それは農村によらず都會によらず、經濟恐慌は缺狀の價格差から起さるものでありますが、現在大臣がお考へになつておるように承わります農産物の價格と、それに對する農業者の出資との差額が非常に多くなりあります。例えば農業の最も大事な道具であります、若しその道具を持たぬ百姓ならば一人前の百姓と言えないと存じます。そのような牛馬、馬であります、内地の耕作の馬は割合安いで、大體二萬五千圓から三萬圓で二歳馬が手に入ると存じます。そこで三萬圓にしても、今大臣が御發表になつて、ちよいちよい新聞に見られます石二千圓の米にいたしても、十五石の米を賣らなければ一頭の馬が買えないという事實であります。そこで農機具にいたしましても、公定價格はお決め頂きました。でも、とてもその價格では買えません。私は自轉車のタイヤとチューブを少し欲しいと考へておりまして、どこかに

ないか、何か手に入らんだろうかと、こう考えておりましたら、或る商人が持つて参りまして、チューブ、タイヤを附けて四千二百圓ならばお世話しますと言ふ。眞平御免だと言つて斷つたんですが、そういうわけで、自轉車は、何も農業に必要な道具でないかも知れませんが、これも農村には是非必要であります。それでさへもそういう價格であり、醫療設備の十分發達しております農村ではそれ程苦痛がないかも知れませんが、全國を見ますと醫療設備の行き渡つておる農村は割合少いのであります。その施設のない農村で相當な病氣をいたしますと、月に一萬圓は優に掛かります。そういうわけで全般から見ても農村の恐慌というのは第一歩に入つておる。これは大いに今から心配をして、當分來んということよりは、むしろ入つて來かけておるのだ、そういう覺悟でお考えを願うのが適當であると考えておりますが、御所見如何。

それから次は、協同組合になりまして、これは元の産業組合からの系統で、ずつと中心は變つておらないで、時が變り時節が變つておるのですが、今度の組合法の第十條に、できまする事業が十二項目掲げてありますが、そこで我々が今度の新しい農業協同組合に、本當によくなつて貰わなければならぬという心配をいたして考えて見ますと、ここに掲げております事業は何でもできるようにはなつておりますが、現状から見ますといろ／＼な公團ができて一體どうなるか、その事業の上に非常な不安なものが多いのであります。これはただ事業をしたいが、やることが協同組合の仕事でありません

と當然やるべきことが公共的に行へないという事實が發生します。そのため
に相當な、最も低い經費によつて事業
を行つてその經濟を補つて行くとい
うのが建前ではありますが、例えば農
産物の集荷も販賣も自由にやれる、こ
ういふ氣持にはならんと思います。そ
こで大臣は、食糧公團ができましても、
外の公團ができましても、一體協同組
合の分野はこういうふうになるのだとい
う、まだ法案は確定しないようであり
ますが、大體そういう内示をされます
と大變好都合だと思ひます。

それから第三番目は、貯金の事業、貸付の事業が末端でもできますし、上でもやらんならんと思つておりますが、御承知のように今非常に金融がびびりつこになつておりまして困つておりますが、貯金の吸収を圖つて協同組合の金融事業が萬全なりとは決して申されません。これは農村恐慌の一つだと存じますが、今非常に金融に困つております。中央金庫もなか／＼自分の力が弱くて、お互に困つておりますが、今朝全農からお話を聞くと、北海道に購買代金で一億二、三千萬圓の品物が行きました。が、金は一つも貰えない。實に困つたもので、何とか考えてくれ、こういう話がありました。が、それも御才もと思ひますが、向うでも會議を開いていろ／＼やつておりますが、これは非常に時期が悪いので、いろ／＼なデマ宣傳でそういうふうになつた面もあると思ひますが、本質はありそうなる金が農村にないということでありま

す。そこで今度できます農業協同組合に最も適合した、今までの中央金庫以上に、本當の農業協同組合の中央金庫であるという、現在の中央金庫の整備

改革をおやりになる御意思があるかどうか、それには相當に國が金の融通をして貰うべくこれは大藏大臣でなければ分らんと存じますが、先ず大藏大臣に農林大臣からこうして貰うなければ農村は駄目だというふうに御意見を述べになるようにして欲しいと考えますが、その點いかがですか、お答え願います。

○國務大臣(平野力三君) 私が農業恐慌は今直ちには來ない。併し何年か後、具體的には五年ぐらい後にはそのことを覺悟して、今から日本農村を編成しなければならん、こういうことはあ

ゆる機會においてしば／＼申上げておるのでありますが、私はその恐慌ということを考えました契機は、安い農産物が世界から日本へ流れて来て、そのために日本の農産物が好むと好まざるに拘わらず非常に低位な價格に押し詰められる、こういう場面を想像いたしまして農業恐慌とかように考えたのでありまして、従つてそれはまだ二年、三年ぐらひにはさような狀況にならない。併しそういう狀態は何年か後には必ず豫想しなければならぬから、今から準備を備へるべきだ、こういうことを現在考えておるのでございます。只今御指摘のように、農民の生産いたします價格と農民が買ふ物の價格との間のいゆる缺狀の價格差という點ならば、これはもう來ておるのではなくして、すでに長い間をううことのために農民は苦しめられておるのでありますから、これはいゆる恐慌という表現ではなくして、價格政策の面において日本の農民が甚だしく不合理な狀態に置かれておるといふことで、これはもう打破しなければならぬ。これはもう今

日も叫んでおり、又私もこの點に長い間叫んで來ておるのであります、この面においては御指摘の通り牛馬やチユーズ、タイヤ、地下足袋、こういう物と、農民が賣ります米、麥、甘藷、馬鈴薯といふものの價格が合つておらんとすることは、これは認めるのであります、この點は今年の秋の米價の改訂等の場合におきまして十分これは考慮して行きたい、こういうふうに思つておりますから、あなたの御意見と私の農村を見る見方の上においては何らの差がないと、かように私は考へておるのでございます。

次に、御指摘になりました協同組合ができて、従来の肥料であるとか、或いは米、こういうような面についての事は、協同組合の仕事を甚だ振わないのではありませんかという御指摘と存じます。この點については多少私の考と見解を異にしておるか存じます。今度の協同組合の狙うところの目的は、共同して農業生産を上げる、ここに重點があるのであります。従来の産業組合なり農業會というものは、できた物を共同して高く賣り、買つて来る物を共同して安く買う。資本主義的經濟時代におけるところの農民の一つの自衛的な立場から共同して安く買つて、共同して高く賣るということが流通面における産業組合の殆んど基本的使命であり、農業會の持つております重大な使命でありましたが、これからはかういふ基本的資本主義的な經濟制度と云うものは大いに修正せられ、統制經濟に入つておるのでありますから、この面ではなくして農民が共同して生産力

欲しいと考えておられまして、どこかに
ることが協同組合の仕事でありません
であるという、現在の中央金庫の整備
打破しなければならぬ。これはもう今
面ではなくして農民が共同して生産力

を上げるという點に協同組合の重點が
あります。共同で機械を購入し、共同
で家畜を導入し、共同で電化し、共同
で土地改良を行う。今回の農業組合
はできた瞬間から生産面においてこ
ういうような大きな役割を果たすのであ
りますから、これは從來とは、多少趣
の違った點において協同組合は活潑な
活動ができるし、又なすべきである。

○羽生三三君 時間が大分経過して
るようで、簡単に申上げて置きます
が、丁度只今岡村さんの御質問の第二
點に關する農林大臣の御答辭で大體解
決されておるようでありますが、大體
この農業協同組合に關して、全國でそ
れぞれの府縣でいろいろの研究を行わ
れております。ところがこの精神を履
き違えて、農業會を上手に新しい農業
協同組合に移行すればよい、この考
え方が可なり支配的なものであります。
これにつきまは、今大臣からお話
がありまして、大體從來の金融
の面、加工の面或いはその他の販賣の
面等における從來の諸活動に代つて、
新しい生産増強と農村の民主化の點
に本法案の根本の精神があると思ひの
であります。そういう意味におきまし
て、この組合の設立は固より避けなけ
ればならないわけでありまして、それ
と同時に日本の今後の土地條件や、
或いは耕作の技術、或いは生産者の自
覺の程度によりましては、その實行可
能の範圍というものが或る程度小さい
部落において想定されますから、そ
ういふ一々の村、一々の組合が望まし
いものではあつても、一度その協同化を
可能ならしめる條件に適合する程度の
どういふ單位組合ができて、これは
大臣の先般の御答辭にもはつきりし
ておりますけれども、私はこれを阻止
する必要はない。従つて全國に行われ
ておるいろいろの研究會が設立を心配
するの餘り、この本來の協同組合の立
案の精神を没却して、農業會をそのま
ま移行するような運動が行われており
ます。これに對しては十分御警戒を願

十分でないものでありますから、その
點は一つお許しを願ひたいと思ひので
あります。

○國務大臣(平野力三君) 農業會と今
度の協同組合に關する大體の考え方
の點は先刻申上げ、且つこれを御了承願
ひたいと思ひます。農林工業の點
については、固より農林工
業といふものに明確なる定義を下して
いることは現在まだないのでありま

す。併し私共の考えます農林工業の範
圍といふものは、先ず農民が生産した
しする品物を順次で得る限り高度
に加工して行く。その過程を一つの農
村工業と見る面と、今度は全然農
民の生産品ではないが、農村そのもの
に労働力が餘つた場合に、或る適當な
工業を農村へ誘致してきまして、こ
れを農村工業とする、かように考えら
れるのであります。いわゆる農村工
業として我々が今後見ます問題は、
この廣義な問題を農村工業と見る、か
ように私は考へて行きたいと思ひので
あります。従つてそれが農村の發展に
資するところの問題であります。な
らば、相當農村工業といふものはこ
高度の改革を行なつてよいと思ひの
であります。

○高橋啓君 私は先程の特別な措置
という内容を承わりたいことと、もう
一つは新炭生産をする場合にこれに附
随する業務についての具體的な内容を
伺いたい。若しこの特別な措置につ
いて林野局との關係があるならあとで
伺いたい。

○國務大臣(平野力三君) これは林野
局長官とも相談いたしました。非
常に具體問題であり重要な問題でありま
すので、適當な機會にはつきり明確に
答へたいと思ひます。本日はこ
の程度で。

○平沼彌太郎君 只今高橋さんからの
御質問であります。私も一昨日の九
條の三項の問題について大臣に御質問
申上げたのであります。ところが大臣
の御答辭は、これは小さな問題であつ
て、大きな問題ではないから政府委員
から答辭させるといふことでありまし
て、これについて私はその時大體不眠

だつたのであります。大臣は薪炭生産
といふこと、山のことに對してはまだ
甚だ經驗が積んでいないといふことを
感じたのであります。只今の御答辭に
よりまして、例えばこの薪炭の生産
業は山林に對して副業であるといふし
やつたのであります。山林といふもの
は畑が非常に少いので、大抵家族が
一段歩、二段歩の仕事をしておつて、
主人その他の家族の大部分が山に行つ
て、即ち製炭をしていくといふことを
考へまして、木炭の生産が主業であ
つて農業の方が副業なのであります。
ですからこれは私と大臣との見解は全
然反對であります。そういう意味から
言ひましてこの山林、これに只今高
橋さんからお話のあつたように木炭の
方の生産組合といふものは現在林産組
合といふものができて漸く軌道に乗つ
てうまう行つておりますのに、又こ
ういふものができて、今大臣が御答辭に
なつたように、若しこれがいろいろ支
障があつた場合には、この上に又何か
考へるといふようなことは甚だ朝令暮
改である、屋上屋を重ねる感じがする
のであります。このために山林の、即
ち生産の統制は林産物の生産統制を破
壊せられまして、山林にできておると
ころの農業案もこれ、必ず山は濫
伐され、崩壊して、國家將來のために甚
だ憂うべき状態になると思ひのであり
ます。その點においては是非共この條項
を削除して頂きたいといふ高橋さんと
同じ希望を持つておりますから、御研
究を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) 私は山林の
ことについてはいまだ非常な素人であ
りまして、十分御期待をそう答辭がで
きないことは誠に恐縮であります。が、

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 木下 源吾君
柴田 政次君
高橋 啓君

委員

門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
木曾三四郎君
小杉 繁安君
佐々木鹿藏君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
板野 勝次君
廣瀬與兵衛君
平野 力三君

國務大臣

農林大臣 小倉 武一君

説明員

農林事務官 (農政課長) 安孫子藤吉君
林野局林政部長

八月二十六日本委員會に左の事件を付託された。

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこれを以て散會いたします。
午後零時三十七分散會

(二百二十六號)

一、林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)

一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)

一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)

一、水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)

一、農作物の「營養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)

一、米麥需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)

一、農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)

一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)

一、岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百四十八號)

(請第二百二十一號)昭和二十二年八月十二日受理

群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漑用水路に關する請願

請願者 群馬縣利根郡古馬牧村

長 阿部卓藏外七十一名

紹介議員 鈴木 順一君

群馬縣古馬牧村三ヶ村は、發電所建設のため利根川及び赤谷川の兩河筋に、えん堤が築造されるため、かん漑用水の取水不能の危機にさらされたので、かねてよりその對策としてえん堤築造及び水路改修工事に著手していたが、戰爭のためはかどらず、更に終戦のため一時中絶していた發電所工事が最近再開されて急速に完成を豫想されるに至り、急いで對策を協議したが、經費

ばく大のため地元民の負擔では到底工事を續行出来ないもので、食糧増産を要する折柄急速に救済策樹立せられたとの請願。

(請第二百三十五號)昭和二十二年八月十三日受理

群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漑用水路に關する請願

請願者 岡山縣眞庭郡八束村長

池田 帝

紹介議員 島村 軍次君

岡山縣眞庭郡八束村は、肥料及び飼料の供給源として地元農村の生命ともいふべきところであるが、昭和十一年所有者えん庭長という特約の下に演習地として軍に買収され、終戦後は農地開發團が一方的に該契約の無効を宣して入植開發を行い、しかも地質の特殊性等のため遅々として進まない有様であるにもかかわらず、なおも計畫を強行しようとし、地元民の立場を無視した、行動に出ているので、今次國營移管を機として、土地返還と計畫縮小の要求貫徹を配慮せられたとの請願。

(陳第二百二十六號)昭和二十二年八月四日受理

食糧配給に關する陳情

大阪府會議長 廣瀬勝

現下國民の食糧は、連合軍總司令部の支援と政府の努力にもかかわらず窮乏の極に達し、特に大都市消費地において著しいから、この際内外にわたり有效果敢なる手段を講ぜられたとの陳情。

(陳第二百二十七號)昭和二十二年八月四日受理

林業振興對策に關する陳情

高知縣森林組合林業會長 宇田 耕一

森林主産物たる木炭の取扱が、過去において農業會重點主義の下に行われた結果、森林生産及び治産治水のための再造林を不可能ならしめ、現在の山林荒廢を招いたものと考えられるから、これを森林組合重點主義に改め、農業協同組合法案中の薪炭の取扱に關する項を除外し、また、林業金融難の打開に特別の方途を講じ、造成證券法の改正によつて造林資金の半額を造林者より前納凍結させるような制度を是正するなどの措置をとられたとの陳情。

(陳第二百二十八號)昭和二十二年八月四日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

新潟縣南魚沼郡中之島村農業會長 長 腰越越外二百八十二名

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第二百三十一號)昭和二十二年八月五日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

新潟縣古志郡東竹澤村農業會長 松崎利得外三十名

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第二百三十二號)昭和二十二年九月五日受理

水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情

田川地方水利組合連合協議會議長 長赤川普通水利組合管理者 大河原三郎

山形縣田川地方水利組合連合協議會の管内は、所謂庄内米の源泉をなす重要農業地帯であるが、水害旱害のため毎年十數萬石の被害をこうむり、その対策たる水利費の賦課徴収も農地改革、財産税納付、經費の重複などのため農家の負擔が極めて困難となつてゐるから、政府の補助金を受けると共に、水利費の賦課徴収に關しても水利組合法の改善を計られたいとの陳情。

(陳第二百三十五號)昭和二十二年八月六日受理

農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情

全國食糧増產同志會川嶋支部 埼玉縣比企郡三保谷村支部長 遠山荒次外三十六名(外二件)

この陳情の趣旨は、陳第二百二號と同じである。

(陳第二百三十六號)昭和二十二年八月六日受理

米麥需給計畫の根本方針に關する陳情

社會面檢討會 遠部逸太郎

供出上の障害を排除し、農家の必要量とその經濟を考慮しつつ餘剩米を残さないようにすることは、食糧管理の絕對的要請であるが、そのため市町村長が中心となりその他の適當な團體が協力して、農家の實際收穫量の認定や保有量控除を民主的に、又米價の値上げ、肥料農具等の國家管理、農家の最低限必要量の確保等のことを實施すると共に、逕配解消對策として昨年度割當米量の一割を追加供出させるなどの措置を執られたいとの陳情。

(陳第二百四十四號)昭和二十二年八月七日受理

農業保險法制定に關する陳情

福島縣農業保險連合會長外一名 農業共済保險法を今議會へ、是非提案を配慮せられたいとの陳情。

(陳第二百四十五號)昭和二十二年八月七日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

岐阜縣山縣郡櫻尾村農業會會長 松久福市外三百四十六名(外十六件)

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第二百四十八號)昭和二十二年八月七日受理

岩手山ろく國營開發事業に關する陳情

盛岡市長 小泉多三郎外七十五名

この陳情の趣旨は、陳第二百九號と同じである。

八月二十七日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、薪炭需給調節特別會計法を改正する法律案(豫第四十三號)

一、未利用地耕作利用臨時措置法案(豫第四十四號)

薪炭需給調節特別會計法を改正する法律案

第一條 薪炭の需給を調節するため國が行う薪炭の買入、賣渡又は貯藏に關する一切の歳入歳出は、これを一般會計と區分して特別會計を設置する。

第二條 この會計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計において、薪炭の買入代金以外の經費を支辨するため必要があるときは、この會計の負擔において、借入金をする事ができる。

第四條 この會計において、薪炭の買入代金の財源に充てるため必要があるときは、この會計の負擔において、一年以内に償還する證券を發行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。

この會計において、薪炭の買入代金の支拂上一時現金に不足があるときは、この會計の負擔において、當該年度内に償還する證券を發行し、又は同期間内に償還する一時借入金をなすことができる。

第五條 前條第一項の規定により發行する證券又は借り入れる借入金の借換のため、この會計の負擔において、一年以内に償還する證券を發行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。その借換についても、また同様とする。

前項の規定は、前條第二項の規定により發行する證券又は借り入れる一時借入金の借換について、これを準用する。この場合において、前項中「一年以内」とあるのは、「當該年度内」と讀み替へるものとす。

第六條 この會計の負擔に屬する證券、借入金及び一時借入金の額は、通じて最高三十億圓とする。

第七條 第三條乃至第五條に規定する證券、借入金及び一時借入金の起債、償還等に關する事務は、大藏大臣が、これを行う。

第八條 この會計の負擔に屬する證券(第四條第二項及び第五條第二項の規定により發行する證券を除く。)(及び借入金の償還金、證券、借入金及び一時借入金の利子並びに證券の發行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額は、毎會計年度、國債整理基金特別會計にこれを繰り入れなければならない。

第九條 この會計においては、薪炭の賣渡代金、證券(第四條第二項及び第五條第二項の規定により發行する證券を除く。)(の發行による収入金、借入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、薪炭の買入代金、薪炭の買入、賣渡、貯藏及び運搬に關する諸費、證券(第四條第二項及び第五條第二項の規定により發行する證券を除く。)(及び借入金の償還金並びに證券、借入金及び一時借入金の利子その他の諸費を以てその歳出とする。

第十條 農林大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出豫定計算書及び國庫債務負擔行爲要求書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十一條 この會計の歳入歳出豫算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを歳入及び歳出に區分する。

第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出豫定計算書及び國庫債務負擔行爲要求書

二 前前年度の損益計算書、貸借

對照表及び財産目錄

三 前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借對照表

四 國庫債務負擔行爲爲翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込並びに當該年度以降の支出豫定額

第十三條 この會計において、支拂上現金に餘裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。

第十四條 この會計において、決算上剩餘を生じたときは、翌年度の歳入にこれを繰り入れるものとする。

第十五條 農林大臣は、毎會計年度、歳入歳出豫定計算書と同一の區分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十六條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 當該年度の損益計算書、貸借對照表及び財産目錄

三 債務に關する計算書

第十七條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で當該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出豫算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず

ず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

農林大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び會計検査院にこれを通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 昭和十七年法律第二十七號（新炭需給調節特別會計据置運轉資本臨時補足に關する法律）は、これを廢止する。

第三條 従前の新炭需給調節特別會計法第二條の規定により一般會計から据置運轉資本として繰り入れた金額及び舊法により据置運轉資本を臨時補足した金額に相當する金額は、この會計から一般會計にこれを繰り入れるものとする。

第四條 従前の新炭需給調節特別會計法第三條の規定により借り入れた借入金は、これを第四條第一項の規定により借り入れた借入金とみなし、前の新炭需給調節特別會計法第七條の規定により借り入れた一時借入金は、これを第四條第二項の規定により借り入れた一時借入金とみなす。

第五條 昭和二十年度及び昭和二十一年度の決算に關しては、なお従前の例による。

未利用地耕作利用臨時措置法案

未利用地耕作利用臨時措置法案

（本法の目的）

第一條 この法律は、未利用地を耕作の用に供し、食糧を増産してその自給を圖ることを目的とする。

（未利用地、罹災跡地及び疎開跡地の定義）

第二條 この法律で、未利用地とは罹災跡地又は疎開跡地で道路、廣場若しくは公園の用、權原により建物その他の工作物の敷地の用又は物資の集積その他命令で定めることの用に供されている土地以外の土地をいい、罹災跡地とは空襲その他今次の戦争に因る災害又は内閣總理大臣の指定する災害のため滅失した建物の敷地をいい、疎開跡地とは今次の戦争に際し防空上の必要により除却された建物の敷地をいう。

（耕作のための土地の使用）

第三條 市町村長又は特別區長は、未利用地につき、その市町村又は特別區のために、耕作のため使用權を設定することができる。

（使用權設定の手續）

第四條 市町村長又は特別區長は、前條の規定により使用權を設定しようとするときは、命令の定めるところにより、その旨を公告し、且つ、その土地の所有者（以下土地所有者という。）及びその土地について所有權以外の權利を有する者（以下關係者という。）で知れた者にこれを通知しなければならない。但し、通知をなすことが著しく困難な者については、この限りでない。

土地所有者及び關係者は、前項

の規定による公告があつた日から、二週間以内に、市町村長又は特別區長に對し、意見を述べることができる。

市町村長又は特別區長は、前項の期間を経過した後でなければ、使用權を設定することができる。

市町村長又は特別區長は、使用權を設定する場合には、命令の定めるところにより公告し、且つ、土地所有者に使用令書を送達しなければならない。但し、土地所有者が知れないとき又は土地所有者に送達することが著しく困難なときはその土地の占有者に對してこれを送達することができる。

（令書の記載事項）

第五條 使用令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 使用權を設定する市町村長名又は特別區長名

二 使用權の設定を受ける市町村名又は特別區名

三 土地所有者の氏名又は名稱

四 使用すべき土地の位置及び面積

五 使用開始の時期及び使用の期間

六 その他必要と認める事項

（使用權設定の効果）

第六條 市町村又は特別區は、使用令書に記載された使用開始の時期において、その土地を使用する權利を取得し、その他の權利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用權の行使を妨げないものは、この限りでない。

前項の土地につき賃借權、地上

權又は永小作權が存するときは、同項の期間中賃賃、地代又は小作料は、これを支拂うことを要しない。

（土地の引渡）

第七條 土地所有者及びその土地の占有者は、使用開始の時期において、その土地を市町村又は特別區に引き渡さなければならない。但し、土地所有者及び占有者が引き渡さないときは、市町村長又は特別區長が土地所有者及び占有者に代るものとする。

前項の規定は、その土地につき強制執行手續、國稅徵收手續その他これらの手續に準すべきものの進行中であつても、その適用を妨げない。

（使用の期間）

第八條 使用權は、この法律施行の日から一年を経過したときは、これを設定することができない。

使用の期間は三年を超えないことができる。

（損失の補償）

第九條 使用權の設定を受けた市町村又は特別區は、土地所有者及び關係者に對し、その受ける損失を補償しなければならない。

前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。補償の金額は、市町村長又は特別區長が、これを決定する。

前項の補償金額は、分割して、支拂の期日を定め、これを決定することができる。

市町村長又は特別區長は、補償金額の決定をなしたときは、命令の定めるところによりこれを公告

し、且つ、使用權の設定を受けた者並びに土地所有者及び關係者で知れた者に、これを通知しなければならない。但し、通知をなすことが著しく困難な者については、この限りでない。

（擔保權の行使）

第十條 先取特權、質權又は抵當權は、その目的物の使用によつて債務者の受けるべき補償金に對してもこれを行うことができる。但し、その支拂前に差押をしなければならない。

（補償金の供託）

第十一條 左に掲げる場合には、補償金を供託することができる。

一 補償金を受けるべき者が補償金の受領を拒んだとき又はこれを受領することができないとき

二 市町村又は特別區が過失がなくして補償金を受けるべき者を確知することができないとき

三 市町村又は特別區が補償金支拂の差押又は假差押を受けたとき

（耕作と賃貸借）

第十二條 使用權の設定を受けた市町村又は特別區は、使用權の設定された未利用地を耕作の用に供し、又は他人に賃貸して耕作の用に供することができる。

するものとする。

第一項の規定による貸借には、民法第六百六條第一項、第六百九條及び第六百十條の規定は、これを適用しない。

第十三條 前條の規定による貸借の期間は、使用権の存続期間を超えることができない。

第十四條 市町村若しくは特別区又は第十二條の規定により貸借した者(以下貸借権者という。)は、その土地を耕作以外の用に供してはならない。

貸借権者は、その貸借権を譲渡し、又はその土地を轉貸してはならない。

第十五條 貸借権者は、耕作をなす場合には、市町村長又は特別区長の指示する衛生その他に關する注意事項を守らなければならない。

(使用権の取消)

第十六條 左に掲げる場合には、市町村長又は特別区長は、使用権を取り消さなければならない。

一 土地所有者、借地権者その他權原により土地を使用することのできる者が、建築その他市町村長又は特別区長が正當と認めることのために、その土地を使用することを申し出たとき

二 土地收用法その他の法令による土地の收用又は使用のとき

三 都市計畫事業、土地區畫整理その他公共事業の實施のため必要を生じたとき

前項各號に掲げる場合において、市町村長又は特別区長が使用権を取り消さないときは、都道府縣知事は、これを取り消すことが

できる。

第十七條 都道府縣知事又は市町村長若しくは特別区長が使用権を取り消そうとするときは、その期日を定めて、その期日より少くとも一箇月前に使用権の設定を受けた者、土地所有者及び關係者並びに貸借権者に通知しなければならない。

但し、知らない土地所有者及び關係者並びに通知をすることが著しく困難な土地所有者及び關係者については、この限りでない。

使用権は、前項の期日において消滅する。

(貸借権者の土地の引渡)

第十八條 貸借権者は、使用権の存続期間満了のときは満了の日までに、前條第一項の規定による通知を受けたときは同項の期日まで、耕作のためになした變更でその土地の本来の用途の妨げとなるものについて、これを回復して、その土地を、市町村又は特別区に、引き渡さなければならない。

(貸借の解除)

第十九條 市町村又は特別区は、左に掲げる場合には、貸借を解除することができる。

一 貸借権者が、貸借後一箇月を経ても、耕作の準備に著手しないとき

二 貸借権者が耕作を廢止したとき

三 貸借権者が第十四條又は第十五條の規定に違反したとき

四 その他特に必要と認めるとき

(貸借権の消滅)

第二十條 使用権の存続期間が満了し、又は使用権が取り消されたとき

きは、貸借権は、消滅する。

(貸借権者の費用と損失)

第二十一條 貸借権者が貸借した土地について耕作の用に供するため必要とした費用及び第十八條の規定による回復に要した費用は、貸借権者の負擔とする。

前二條の規定により、貸借権が解除せられ、又は貸借権が消滅した場合において、貸借権者の受ける損失は、これを補償しない。

(土地所有者への土地の引渡)

第二十二條 市町村又は特別区は、使用権の存続期間が満了し、又は使用権が取り消されたときは、その土地につき、耕作のためになした變更でその土地の本来の用途を妨げとなるものについて、これを回復して、これを土地所有者に引き渡さなければならない。

(立入、測量及び検査)

第二十三條 市町村長又は特別区長は、土地の使用の準備のため必要があるときは、當該吏員をしてその土地について立入、測量又は検査をなさしめることができる。

前項の場合においては、市町村長又は特別区長は、豫め立ち入るべき土地及び立ち入るべき日時を指定し、土地所有者又はその土地の占有者に通知しなければならない。

但し、土地所有者若しくは占有者が知れないとき又は土地所有者若しくは占有者に通知することが著しく困難であるときは、この限りでない。

(訴訟及び訴訟)

第二十四條 この法律の規定による使用権の設定若しくは取消又は補

償金額の決定について不服のある者は、都道府縣知事に訴願することができる。

前項の規定による訴願は、土地の使用を妨げない。

第九條の規定による決定に係る補償金額に不服のある者は、訴をもつてその補償金額の増減を請求することができる。但し、同條第五項の規定による公告の後六箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の規定による訴において、市町村若しくは特別区又は土地所有者若しくは關係者を被告とする。

(承繼人に對する效力)

第二十五條 この法律の規定によつてなした手續その他の行為は、土地所有者又は關係者の承繼人に對しても、その效力を有する。

(他の法令との關係)

第二十六條 第十二條の規定により耕作の用に供している土地及び罹災跡地又は疎開跡地で臨時に耕作の用に供している土地につき生産された主要食糧に關しては、食糧管理法第三條又は第九條の規定による供出の割當は、これを行わない。

第十二條の規定により耕作の用に供している土地は、これを農地調整法又は自作農創設特別措置法に規定する農地でないものとする。但し、第一條に規定する目的を以て臨時に耕作の用に供していると認められない土地については、農地調整法及び自作農創設特別措置法は、適用があるものとす

る。

(罰則)

第二十七條 第十四條第一項の規定に違反した者又はこの法律により使用権を設定された土地の引渡を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年十月三十日印刷

昭和二十二年十月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局